

第2節

住民福祉

ともに支え合い健やかでときめきがうまれるまちづくり

- 2-1 保健
- 2-2 医療
- 2-3 高齢福祉
- 2-4 子育て支援
- 2-5 障がい者(児)福祉
- 2-6 地域福祉
- 2-7 男女共同参画
- 2-8 人権啓発・平和

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

保 健

目指す姿

健康づくりを 促進するまち

健康に対する意識を高めるとともに町民一人ひとりが実践でき、健康寿命の延伸を図るために仲間同士で予防に取り組むことができるまちを目指します。

2-1



総合戦略



現況と課題

- 「健康上牧21推進事業」では、赤ちゃんからお年寄りまで「夢とコミュニケーションいっぱいの上牧町」を目指し、これまで町民のふれあいの場として、「子どもグループ」、「成人グループ」、「高齢グループ」の3グループにより活動を展開してきました。今後は、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、参加者が安全に参加できる体制の構築が求められています。
- 「母子保健法」に基づく乳幼児の健診は、細やかなフォローを続け高い受診率を維持していますが、依然としてがん検診やその他健診の受診率は低いため、引き続き受診率の向上が課題です。
- 町の計画や事業に基づき、健康増進に関する活動が活発ですが、人材不足や高齢化が課題となっており、母子保健対策の充実、町民を巻き込んだ啓発への取組を行っていく必要があります。
- 高齢者の社会参加や障がい者の地域移行の際に、地域で安心して生活できるよう、さらなる専門職の確保や関係機関との連携強化を行っていく必要があります。
- 健康寿命の延伸に向けては、疾病予防対策及び介護予防対策の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて発展させていくことが必要です。



乳幼児健診

関係する町の条例・計画等

- 健康上牧21計画
<2006年(平成18年)3月>
- 子宮頸がん等ワクチン接種助成事業実施要綱
<2011年(平成23年)4月>
- がん検診推進事業実施要綱
<2013年(平成25年)4月>
- インフルエンザ等対策本部条例
<2013年(平成25年)4月>
- 上牧町第2次健康増進計画・食育推進計画
<2018年(平成30年)3月>
- 第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画
<2020年(令和2年)3月>
- 上牧町国民健康保険保健事業実施計画
(データヘルス計画)(第2期)
<2020年(令和2年)3月>

施策の展開方向

① 医療機関との連携強化

担当 ▶ 生き活き対策課

- 保健・福祉・医療の連携体制を強化します。
- 子どもたちが健やかに育つよう、乳幼児健診の受診を促進します。

② 「健康上牧21計画」の推進

担当 ▶ 生き活き対策課

- 町民のアイデアを取り入れ、参加型の健康づくり計画「健康上牧21計画」の遂行を通し、元気の増進、疾病予防、医療費の安定化、さらには総合的なまちづくりへと推進していきます。

③ マンパワーの確保と人材発掘・育成

担当 ▶ 生き活き対策課

- 保健師、管理栄養士等、専門的人材の育成と確保を図ります。
- 「健康上牧21計画」の推進にあたって地域での人材育成を図ります。
- 高齢者や障がい者の地域での生活を支援するため、地域での生活相談、疾病相談などに対応できるように専門職等の配置や関係機関との連携を図ります。

④ 保健事業の充実

担当 ▶ 生き活き対策課

- 健康教育、相談、検診機会の充実に努めるとともに、がん予防推進員の養成とフォローアップの研修を実施し、町が活動に対しての支援をしながら受診率の向上を目指します。
- 健康教室の「ヘルシー教室」を通じて病気に対する知識の普及啓発を図り、自らできる予防策を実践できるように支援します。
- 日常生活におけるきめ細かな健康づくりの情報を広報紙等で啓発していきます。
- 幼稚園・保育所を対象に食育の推進を図ります。
- 乳幼児から高齢者まで疾病予防や食に関する情報の啓発、相談できる窓口の充実を図ります。
- 域内すべての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、就学前段階において特別な支援を必要とする子どもへの支援を行います。
- 1歳8か月児健診、3歳児健診、乳幼児相談などで、精神面におけるフォローの必要な子どもを対象として、臨床心理士の指導により、幼児の健全な発達を促すとともに、保護者の不安を軽減するためのフォローを実施します。

⑤ 保健予防活動の充実

担当 ▶ 住民保険課

- 生活習慣病等の発症と重症化を予防するため、データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導等の保健予防活動の充実を図ります。
- 対象者の特性にあわせた受診勧奨を行うことで、特定健診の受診率向上に努めます。

想定される取組

● 医療機関との連携強化

● 乳幼児健診受診の促進 ▶ 自戦略①

● 「健康上牧21計画」の推進

● 人材の発掘・確保・育成

● 受診率向上に向けた情報発信・がん予防推進員の養成

● 受診対象者へ個人通知等のアプローチの推進

● ヘルシー教室の充実

● 乳幼児健診後の支援の充実

● 成人期から高齢期までの健康づくりの支援の充実

● ほほ笑み教室の開催 ▶ 自戦略①

● つくしっこ教室の開催

● 特定健診の受診勧奨

● 特定保健指導の利用促進

成果指標

| 項目 | KPI | | | 総合戦略 KPI |
|--------------------------|----------|---|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | | 目標値 (R8) | |
| 胃がん検診受診率 | 4.1% | ↗ | 5.0% | |
| 「健康上牧21計画」の事業の参加者数(年間) | 88人 | ↗ | 700人 | |
| 「健康上牧21計画」の実行委員の活動人数(年間) | 142人 | ↗ | 260人 | |

※その他の成果指標はP.99参照

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、健康に対する意識を高め、知識を身に付けるとともに、がん検診や特定健診を受診するなど、積極的に健康づくりに取り組みます。
- 町民は、健康上牧21事業に積極的に参加し、健康寿命の延伸に努めます。
- 民間事業者は、従業員の健康増進に取り組みます。

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

医療

目指す姿

町民一人ひとりが
健康でいきいきと
暮らせるまち

症状に応じ安心して医療が受けられるようにするとともに、家庭や地域において、町民一人ひとりが健康づくりに取り組みながら、心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

2-2



総合戦略



現況と課題

- 上牧町には、3病院、10診療所、8歯科診療所（2020年（令和2年）11月時点）があり、これらの医療機関により地域の医療体制が支えられています。高齢化の進展を背景に、医療への町民のニーズが複雑化・多様化することが予想されていますが、地域の医療の充実を図り、安心して医療サービスを受けることができるよう、関係団体・医療機関等との連携強化に一層努める必要があります。
- 国民健康保険は、町民の健康維持と増進を図るうえで重要な役割を果たしていますが、高齢化に伴い医療費が増加しているほか、生活習慣病の患者や予備軍についても年々増加しています。一方で、上牧町では利用者の経済的負担の軽減を図るため、子ども、障がい者、母子・父子家庭等、福祉医療制度による各種医療費の一部助成を実施しています。また、今後も引き続き、医療レセプトデータ^{*1}や健診データを結びつけた医療費分析を行い、医療費の適正化に努めることが必要です。
- 高血圧のほか、脳血管疾患の新規患者が増加傾向にあるため、若い世代からの健康教育等により生活習慣病予防の意識づけが重要です。

関係する町の条例・計画等

- 上牧町乳幼児等医療費助成条例
<1973年(昭和48年)9月>
- 上牧町心身障害者医療費助成条例
<1973年(昭和48年)9月>
- 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例
<1979年(昭和54年)7月>
- 上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱
<2015年(平成27年)12月>
- 上牧町国民健康保険保健事業実施計画
(データヘルス計画)(第2期)
<2018年(平成30年)3月>
- 上牧町第2次健康増進計画・食育推進計画
<2018年(平成30年)3月>
- 第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画
<2020年(令和2年)3月>

施策の展開方向

① 国民健康保険事業の円滑で安定的な運営 担当▶ 住民保険課

- 国民健康保険等の被保険者が安心して医療を受けられるよう制度改革などにも的確に対応した円滑で安定的な事業運営を行います。

② 後期高齢者医療制度の適正な運営 担当▶ 住民保険課

- 高齢者に対する医療の確保と適切な保険給付を行うため、後期高齢者医療制度の円滑で安定的な運営に努めます。

③ 不妊・不育症治療支援 担当▶ 生き活き対策課

- 不妊治療は長期的に継続して取り組む必要があり経済的な負担も大きいため、不妊治療助成制度の利用促進を図ります。
- 妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持たない不育症に対しても不育症治療助成制度の利用促進を図ります。

想定される取組

- 国民健康保険制度の運営・保健事業の実施
- 福祉医療費助成制度における連携

- 後期高齢者医療制度の運営
- 後期高齢者医療保険の保健事業の実施
- 後期高齢者医療制度や保健事業の広報・周知

- 不妊・不育症治療助成制度の周知・啓発▶ [戦略①](#)

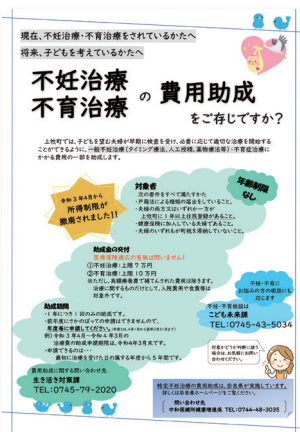
成果指標

| 項目 | KPI | | | 総合戦略 KPI |
|--|----------|---|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | | 目標値 (R8) | |
| 高齢者の健康診査の受診率 | 23% | ↗ | 30% | |
| 人間ドック・脳ドック受診率 | 12% | ↗ | 15% | |
| 不妊・不育症治療助成事業認知度 (よく知っている、名前だけ知っている人の割合) | 53.6% | ↗ | 100% | 1-2-① |

協働アクション

(町民・民間事業者・
地域団体の取組)

- 町民は、地域の医療体制を把握しておくとともに、かかりつけ医を持つなど、緊急時に対応できるよう準備します。
- 町民は、人間ドックや各種健診を定期的に受診し、生活習慣病の早期発見や予防に努めるなど、健康づくりに主体的に取り組めます。
- 町民は、身近に不妊症や不育症で悩んでいる人がいる場合、町が取り組む支援制度を紹介します。
- 民間事業者(病院・診療所)は、相互に連携を取り、適切な治療を行います。



不妊・不育治療の費用助成

上牧町では、子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるように、一般不妊治療(タイミング療法、人工授精、薬物療法等)・不育症治療にかかる費用の一部を助成しています。

年齢制限はなく、2021年(令和3年)4月からは所得制限も撤廃されました。対象かどうか判断に迷う場合は、お気軽にお問い合わせください。

- 不妊・不育相談は
こども未来課
- 費用助成に関する問い合わせ先
生き活き対策課

不妊・不育治療支援の啓発チラシ

用語解説

※1 「医療レセプトデータ」 保険診療を行った医療機関が診療報酬点数表に基づいて計算した診療報酬(医療費)について、審査支払機関を経由して保険者へ診療報酬を請求する際の請求書類(明細書等)のデータのことです。

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

高齢福祉

目指す姿

高齢になっても
安心して
住み続けられるまち

高齢者の活動の場があり、一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送り、いつまでも自分らしく、安心して住み続けられるまちを目指します。

2-3



現況と課題

- 上牧町においては、地域支援事業を中心に健康教室や地域体操教室、高齢者教室の開催、シルバークラブへの支援、口腔機能向上事業等を実施し、効果的な介護予防に取り組んできました。「健康上牧21計画」でも町民が主体となって全年齢への取組も実施してきました。
- 上牧町においては、地域包括支援センターへの認知症に関する相談が急増しており、高齢化が進むことから、今後も相談件数の増加が想定されます。また、独居で軽度認知症の方を早期発見することは難しく、潜在的な認知症の方がおられるため、認知症初期集中支援チームの稼働、検討委員会の設置、脳の健康教室の開催や認知症カフェの推進などにより、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めています。
- 上牧町は、今後も高齢化率が増加し続けると予測されていることから、住み慣れた上牧町で生活を続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。また、地域包括支援センターを中心として活動を展開していますが、人材が不足しており、専門職の確保が大きな課題です。
- 高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活を送り、社会で活躍し続けられるよう、活動の場や健康づくり、生きがいづくりなど、介護予防の取組を推進していくことが重要です。



地域体操教室(ときめきクラブ)

関係する町の条例・計画等

- 健康上牧21計画<2006年(平成18年)3月>
- 高齢者緊急一時保護事業実施要綱
<2011年(平成23年)4月>
- 配食見守り事業実施要綱<2013年(平成25年)6月>
- 家族介護支援事業実施要綱<2013年(平成25年)6月>
- 認知症初期集中支援事業実施要綱
<2019年(平成31年)2月>
- 認知症高齢者等見守り支援事業要綱
<2016年(平成28年)1月>
- 上牧町第8期介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画
<2021年(令和3年)3月>
- 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画
<2021年(令和3年)3月>

施策の展開方向

① 地域包括ケアシステムの構築

担当 ▶ 生き活き対策課

- 介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実などを目的に、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 認知症の高齢者が尊厳を持ち、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 安心して在宅で暮らすことができるよう、生活支援サービスが包括的、継続的に提供できるような地域での体制づくりやネットワークづくりを推進します。
- 町民自らが地域福祉の担い手であることを自覚し、地域の中で支援を必要とする人に目を配り、支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
- 保健事業等と地域支援事業を一体的に実施し、町民の健康寿命の延伸を図ることで、介護認定者の急激な増加を招かないように努めます。

② 高齢者の生きがいづくり

担当 ▶ 福祉課 / 生き活き対策課

- シルバー人材センターの支援に努めます。
- シルバークラブの多様な活動や組織づくりを支援します。
- 高齢者の交流、健康づくりなどの拠点となる保健福祉センターの機能と運営の充実に努めます。

③ 介護予防の推進

担当 ▶ 生き活き対策課

- 介護認定を受ける前の段階から要支援1、2程度まで継続して「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、生活機能低下の予防に努めます。
- 住民参加型の「健康上牧21計画」による事業を推進します。

④ 高齢者の生活支援

担当 ▶ 生き活き対策課

- 適切な要介護(要支援)認定に努めるとともに、ケアプラン点検^{※1}や介護事業所への指導強化により、介護給付費の適正化を図り、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
- 介護が必要な状態になった場合、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活を送ることができるよう、介護保険外サービス^{※2}の充実もあわせて図ります。

想定される取組

- 医療と介護のネットワークづくりのための意見交換会の推進
- 地域ケア会議の推進
- 保健事業等と介護予防の一体化事業の実施

- シルバー人材センター・シルバークラブの活動支援
- 高齢者の引きこもり対策

- 予防教室の継続
- 予防教室への参加呼びかけ
- 地域体操教室の拡充

- 安定した介護保険制度の運営
- 介護保険外サービスの充実

成果指標

| 項目 | KPI | | | 総合戦略 KPI |
|---------------|----------|---|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | | 目標値 (R8) | |
| 傾聴ボランティア登録者数 | 23人 | ↗ | 30人 | |
| シルバークラブ設置地区数 | 18地区 | ↗ | 22地区 | |
| シルバー人材センター会員数 | 288人 | ↗ | 320人 | |

※その他の成果指標はP.99参照

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、身近な高齢者の社会参加を促し、知恵や経験を地域活動に生かします。
- 町民は、介護を必要な方が適切に介護サービスを活用できるよう情報共有に努めるとともに、介護者が孤立することなく安心して介護できるよう協力します。

用語解説

- ※1 「ケアプラン点検」 介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者が介護支援専門員とともに検証確認することです。
- ※2 「介護保険外サービス」 介護保険を使わずに誰でも利用することができる介護サービスの総称です。

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

子育て支援

目指す姿

子どもたちの笑顔で いっぱいのもち

地域と行政の協働や町民同士の
助け合いによる子育て体制が整
い、子どもたちには笑顔があふれ、
上牧町で子どもを産み育て続けたい
と思えるまちを目指します。

2-4



総合戦略



現況と課題

- 人口減少、出生率低下を抑制するためには、多様化するライフスタイル(くらし方、働き方等)にあわせた支援を実施するとともに、地域と行政の協働による教育・子育て体制を整え、町民の負担を減らし、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが重要です。また、2015年(平成27年)4月から子ども・子育て支援は新制度への移行に伴い、「保育の必要性の認定」など新制度の円滑な運営を進めながら地域の子育て力を強化していくことが求められます。
- 核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、保育サービスのニーズは増加・多様化する傾向がみられます。上牧町では西和5町(平群町・三郷町・斑鳩町・上牧町・王寺町)広域連携、大和高田市との協定締結による病児・病後児保育^{*1}事業の実施や学童保育の開設等を実施していますが、今後もさらなるきめ細かな子育て支援体制の構築が必要です。
- 出産直後の保護者に対して、3カ月以内に全戸訪問し、子育て指導を実施しています。また、乳幼児相談や健診を実施しながら保護者同士の交流を企画しており、社会福祉協議会のイベント参加もあっせんしています。
- 虐待の発生及び深刻化の予防のため、関係機関における包括的な相談体制及び支援体制の充実を図るとともに、研修等への参加による職員の資質向上を図る必要があります。
- 団塊の世代のリタイヤから高齢化が進み、また団塊の世代の子ども達の町外流出などにより人口減少・少子化に拍車がかかっています。
- 2013年(平成25年)～2017年(平成29年)人口動態保健所・市区町村別統計の上牧町の合計特殊出生率^{*2}は1.16となり、全国平均の1.43、奈良県の1.34を大きく下回ります。
- 2016年度(平成28年度)から結婚を望みながらも出会いの機会に恵まれない若者を応援するため、婚活イベントや結婚相談会を開催しています。きめ細やかなマッチング支援を行うボランティア「マリッジサポーター^{*3}」が出会いのお手伝いをしています。
- 近年、家族の世話や介護が生活の中心になり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている「ヤングケアラー^{*4}」と呼ばれる子どもを取り巻く課題が顕在化しています。



マリッジサポーターによる婚活イベント

関係する町の条例・計画等

- 第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画
<2020年(令和2年)3月>
- 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画
<2021年(令和3年)3月>

施策の展開方向

① 結婚・出産・子育ての希望を叶えるための支援

担当 とも未来課

- 結婚希望者が結婚できる支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援サービスの充実を図ります。
- 出産や子育てにおける不安・悩み・ストレスを抱える親の精神的負担を軽減・解消できるような環境づくりとコミュニケーションの充実に努めます。

② 保育サービスの充実

担当 とも未来課

- 乳幼児保育事業・障がい児保育事業の充実に努めます。
- 保護者の育児相談の充実に努めます。
- 保護者などが急用や疾病時においても、安心して子どもを預けられる環境の充実を図ります。

③ 子育て環境の充実

担当 とも未来課

- 子育てに関する情報交換拠点の整備や未就園児の交流機会の拡充、地域住民同士で助け合いながら子育てする体制を構築するなど、町全体はもちろん、地域ぐるみでの子育て支援の推進を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を図ります。
- 子どもや子育てに関する相談窓口に多様な専門職を配置することで、柔軟かつ幅広い相談に対応します。
- 要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護、ヤングケアラーへの支援など、子どもを守るための支援の充実を図ります。

想定される取組

- 出会い・結婚応援事業の実施 ▶ 自戦略①
- プレパパママ教室の開催 ▶ 自戦略①
- 子育て世代への訪問型個別支援の拡充 ▶ 自戦略①
- 子育て支援情報の発信
- 母子健康手帳発行時の助産師等による面接
- 保護者が育児相談をしやすい環境づくり
- 幼稚園教諭や保育士等の専門性の充実を図る研修参加への支援
- 預かり保育事業の実施 ▶ 自戦略①
- 情報交換拠点の充実 ▶ 自戦略①
- 包括的な相談体制及び支援体制の充実

成果指標

| 項目 | KPI | | | 総合戦略 KPI |
|------------------------------|----------|---|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | | 目標値 (R8) | |
| 赤ちゃん訪問実施率 | 98% | ↗ | 100% | 1-2-② |
| 預かり保育の延べ利用者数(年間) | 797人 | ↗ | 1,100人 | 1-1-③ |
| 情報交換拠点(つどいの広場・おひさま広場)の利用者満足度 | — | ↗ | 80% | 1-1-③ |

※その他の成果指標はP.99参照

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、虐待やヤングケアラーといった子どもを取り巻く課題に関心を持ち、子どもが発するSOSサインに気づき、救える地域をつくります。
- 町民は、地域の子どもに関心を持ち、地域内で助け合いながら子育てする体制を構築します。
- 町民は、結婚を望んでいる人がいる場合、町の取組やイベントを紹介します。
- 民間事業者は、従業員の仕事と育児の両立を支援し、働き続けやすい職場環境の整備に努めます。

用語解説

- ※1 「病児・病後児保育」 保護者が就労している子どもが病気または病気の回復期に家庭での育児が困難な場合、診療所またはこども園などに付設された専用スペース、専用施設などにおいて一時的に保育すること。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とするものです。
- ※2 「合計特殊出生率」 一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値のこと。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出されています。
- ※3 「マリッジサポーター」 地域における世話役として、若者の出会いの相談や仲介、出会いの場の提供、結婚・家庭の大切さについての意識啓発など結婚支援活動のボランティアのことです。
- ※4 「ヤングケアラー」 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもとされています。

住民福祉

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

障がい者(児) 福祉

目指す姿

誰もがお互いに
支え合い、
障壁のないまち

障がい者を取り巻く様々な障壁が無くなり、すべての地域住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちを目指します。

2-5



総合戦略

子育て・教育 人の流れ
地域の魅力 雇用・労働

現況と課題

- 地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。
- 上牧町においては、「上牧町障がい者計画」及び「第6期障がい福祉計画」を策定し、この計画に基づき政策展開に努めています。
- 障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切の社会的障壁の解消が求められています。
- 障がいのある人が安心して地域で暮らすためには、障がい福祉サービスをはじめとする様々な支援策が必要です。障がい者数が年々増加しニーズも多様化することから、障がい福祉サービスを提供するための財源及び地域資源(地域住民・支援員等の人的資源、建物等の物的資源)の確保も大きな課題です。

共生社会の実現を目指して

障害者基本法では、毎年12月3日～9日までを「障害者週間」と定めています。広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野での活動に積極的に参加する意欲を高めることを目指して関連書籍や勉強会の案内等の展示会を行っています。



障害者週間ポスター

関係する町の条例・計画等

- 上牧町障がい者計画
<2018年(平成30年)3月>
- 上牧町第6期障がい福祉計画
<2021年(令和3年)3月>
- 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画
<2021年(令和3年)3月>

施策の展開方向

① 共生社会の実現に向けた障がい福祉の充実と障がい者の自立支援

担当 福祉課

- 障がい者に関わるあらゆる障壁を取り除き、障がい者が自主的に生活し、社会活動へ参加できるよう支援します。
- 障がい者の自立と主体性の確立を目指し、その能力が十分に発揮できるよう施策展開に努めます。
- 利用者のニーズや障がいの特性や程度に応じて、適切なサービスが公平に提供できるように支援の充実を図ります。

② 障がい者虐待の防止と権利擁護の推進

担当 福祉課

- 障がい者の権利擁護に係る法令を遵守し、障がい者の保護と自立の支援、養護者に対する支援を実施します。

想定される取組

- 地域生活支援事業等の充実
- 障害者総合支援事業の実施
- 障がい福祉サービスによる支援体制の確保

- 奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修への参加
- 障がい者虐待防止の啓発
- 西和7町障害者等支援協議会人権施策部会当事者向け勉強会の開催

成果指標

| 項目 | KPI | | 総合戦略 KPI |
|--|----------|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | 目標値 (R8) | |
| 西和7町障害者等支援協議会 人権施策部会当事者向け勉強会の参加者数(年間) | — | ↗ 60人 | |
| 地域活動支援センター利用登録者数(年間) | 12人 | ↗ 15人 | |
| 福祉施設から一般就労への移行者数(累計) | 7人 | ↗ 40人 | |

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、障がい者と支え合いの意識や連帯感を持つとともに、障がい者の自立促進を支援します。
- 町民は、障がい者の個人の尊厳を尊重し、権利擁護に努めます。
- 民間事業者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用促進に努めます。



西和7町人権施策部会当事者向け勉強会



障がい者福祉にかかる展示(町立図書館)

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

地域福祉

目指す姿

人と人が手を取り合い、
支え合い安心して
暮らせるまち

自助・共助・公助の理念のもと、
地域同士が連携するとともに情報を共有し、協働による取組で地域福祉の広がりを持たせ、人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

2-6



総合戦略



現況と課題

- 近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しています。それに伴い、孤独死、ひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童・障がい者・高齢者に対する虐待や自殺者の増加など、新たな問題も多く発生しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。
- 地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障がい福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになるとともに、支援が必要な人たちを身近な地域社会全体で支えていくことが求められています。
- 孤独死、生活困窮者の増加、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立など多様な生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援するには、国や県、市町村による福祉サービスだけでなく町民同士で支え合うことが必要です。
- 地域で暮らす一人ひとりの町民が、生活者としていきいき暮らせるノーマライゼーション社会^{*1}の実現を目指し、上牧町の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、地域福祉の新たな方向づけを行うため、町民全体で支え合う「上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。
- 介護予防に関して、すこやかサポーターの育成により自主グループとしての活動が発展しており、今後は、既存のグループの活動を支援しつつ、新規のグループの育成、発掘、支援を実施していく必要があります。また、地域福祉の情報について、福祉サービス等適切に受けられるよう、身近な地域での情報を提供するとともに、地域での見守り活動体制の構築や地域での助け合い、支え合いの活動の推進が必要です。

上牧町地域福祉計画及び 地域福祉活動計画



地域福祉を地域と行政が相互に協力しながら推進することを目的に、地域住民や社会福祉活動を行う団体、行政のそれぞれの活動を取りまとめた計画です。

上牧町地域福祉計画及び
地域福祉活動計画

関係する町の条例・計画等

上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画
<2021年(令和3年)3月>

施策の展開方向

① 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

担当 福祉課

- 自治会等の小地域を基盤として、地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合う社会づくりを図るため、町民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉施設、NPO※2法人等が連携できる環境づくりを支援します。
- 孤独死・孤立死の防止をはじめ、あらゆる世代が安全に安心して暮らすことのできる環境を整えるため、地域と連携し、見守り体制の強化を図ります。

想定される取組

- 小地域ネットワーク活動への支援
- 地域の見守り体制の強化

成果指標

| 項目 | KPI | | 総合戦略 KPI |
|------------------------|----------|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | 目標値 (R8) | |
| 上牧町地域見守りネットワーク事業登録事業所数 | 11事業所 | ➔ 23事業所 | |

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民、地域団体、民間事業者は、地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 町民は、周囲との関係が疎遠になり、孤立している隣人に気を配るなど、地域の見守り体制の強化に協力します。



アーバンうきうきネット



わくわく祭りの会(片岡台1丁目)

用語解説

※1 「ノーマライゼーション社会」

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指すものです。

※2 「NPO」

「Not-for-Profit-Organization」の略。広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。最狭義では、「特定非営利活動促進法」により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のことを指す。

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

男女共同 参画

目指す姿

男性も女性も、
意欲に応じて、あらゆる分野で
活躍できるまち

性別に関わらず、仕事や家庭、
地域活動等の様々な場面で活躍の
機会が確保され、お互いを尊重し
合いながらともに責任を担い、意
欲に応じてあらゆる分野で活躍で
きるまちを目指します。

2-7



総合戦略



現況と課題

- 男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画の実現に向け、教育・啓発活動を推進するとともに、差別撤廃とすべての人の人権を確立する必要があります。
- これまで男女共同参画の具体的な個々の取組(男女共同参画社会の教育・学習の充実・広報・啓発など)を実施してきました。今後は、男女共同参画社会に関する推進体制を構築する推進計画等の策定が必要です。



男女共同参画週間ポスター

関係する町の条例・計画等

上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画
<2021年(令和3年)3月>

施策の展開方向

① 男女共同参画についての理解の促進

担当 社会教育課

- 男女の人権と性を尊重する教育の充実に努めます。
- あらゆる教育の場において、人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境を推進します。
- 男女共同参画に関する広報、啓発を行うことにより、町民一人ひとりの意識の醸成、理解の促進を図ります。

② 誰もが参画しやすく安心して暮らせる地域づくりの推進

担当 社会教育課

- 男女共同参画社会への指針となる男女共同参画計画を策定、推進します。
- 男女共同参画に対する理解を深めるため、研修等への参加に努めます。
- 各種審議会などまちづくりの意思決定の場への女性の参画を推進します。

想定される取組

- 男女共同参画推進のための広報・啓発
- 男性・女性双方の視点に立った教育・学習の推進

- 男女共同参画計画の策定
- 男女共同参画に関する研修等への参加
- まちづくりへの女性参画体制の構築

成果指標

| 項目 | KPI | | | 総合戦略 KPI |
|-----------------------------|----------|---|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | | 目標値 (R8) | |
| 審議会への女性委員登用率 | 30.9% | ↗ | 40% | |
| 男女共同参画計画の策定進捗率 | — | ↗ | 100% | |
| 男女共同参画に関する講座・セミナー等の実施回数(年間) | — | ↗ | 2回 | |

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、子どもに「男らしさ、女らしさ」を押しつけず、個性を尊重した育児に努めます。
- 町民は、家事や子育て、介護などにおいて、役割分担しながら、男女がともに家庭責任を果たします。
- 民間事業者は、男女がともに、仕事と家庭の両立が可能となるような職場環境づくりに努めるとともに、性別にとられない公平な評価のもと、管理職等への女性登用を進めます。



男女共同参画にかかる展示

男女共同参画の啓発

上牧町では、毎年6月23日～29日を男女共同参画週間と定め、「男だから女だから」といった性別役割意識にとられず、個性と多様性を尊重し、誰もが生きがいを感じられる社会の実現に向けて取り組んでいます。

町立図書館において、関連する図書や資料、ポスターの展示を行っています。小さなお子様からお年寄りの方まで、幅広く興味を持ってもらえるような展示になっています。

ともに支え合い健やかで
ときめきがうまれるまちづくり

人権啓発・ 平和

目指す姿

一人ひとりの人権が
尊重され平等で
平和を願うまち

誰もが豊かに生きるために、お互い一人ひとりの人権を尊重し合い、平和への願いを持ち、人々とのつながりの中でともに生き、支え合えるまちを目指します。

2-8



現況と課題

- 「日本国憲法」に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり、社会づくりを進めるため、今後も多彩な人権学習を積極的に進め、人権への正しい理解と認識を育てる必要があります。
- 上牧町では様々な人権問題の解決のため、学習機会の提供や各小学校への人権擁護委員による人権活動や人権教育を通して、子どもの人権に関する意識向上に取り組んでいます。
- 様々な人々との出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。
- 上牧町では、人類普遍の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、1988年(昭和63年)に「非核・平和都市宣言」を行いました。また、2004年(平成16年)7月に広島市から「被爆アオギリ二世」^{※1}が寄贈され、上牧町文化センターに植樹しました。
- 国際社会では、一部の国や地域で常に何らかの紛争が起きています。平和社会の実現には、すべての町民が平和の大切さを認識する必要があります。これまで平和祈念資料展等を開催し、平和に対する意識啓発を行ってきましたが、今後も継続して展開していく必要があります。

関係する町の条例・計画等

- 非核・平和都市宣言
<1988年(昭和63年)6月>
- 上牧町人権施策審議会設置規則
<2006年(平成18年)4月>
- 上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画
<2021年(令和3年)3月>
- 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例
<2021年(令和3年)9月>

施策の展開方向

① 鋭い人権感覚の醸成

担当 社会教育課

- 行政、幼稚園、小・中学校、地域が連携し、積極的な人権意識の啓発を推進します。
- 町民集会や指導者研修会等の学習機会を確保し、人権意識の啓発に努めます。
- 広報紙、ホームページ等で人権尊重の精神を啓発していきます。

② 平和に対する意識啓発の推進

担当 秘書人事課

- 町民が平和の大切さを実感でき、平和に対する意識を高めるための啓発に努めます。

想定される取組

- 継続的な人権意識啓発の実施
- 町民集会の開催
- 町内小・中学校への人権ポスター・人権標語の作成依頼

- 平和祈念資料展等の啓発事業の充実

成果指標

| 項目 | KPI | | | 総合戦略 KPI |
|------------------------------|----------|---|----------|----------|
| | 基準値 (R2) | | 目標値 (R8) | |
| 差別をなくす強調月間・上牧町民集会の新規参加者数(累計) | — | ↗ | 50人 | |
| 平和祈念資料展の来場者数(年間) | 285人 | ↗ | 300人 | |

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民、地域団体、民間事業者は、一人ひとりが個人の尊重、平等意識、平和への願いを持ち、行動に結びつけるよう努めます。



町民集会



人権ポスター掲示

用語解説

- ※1 「被爆アオギリ二世」 アオギリ二世の親木は1945年(昭和20年)8月6日、広島爆心地から北東へ約1.3kmの中区東白鳥町の広島通信局(現在の日本郵政グループ広島ビル)の中庭で被爆しました。爆心地側の幹半分が熱線と爆風により焼けてえぐられましたが、樹皮が焼跡を包むようして成長を続けました。その後、1973年(昭和48年)5月に中国郵政局(当時:旧広島通信局)より広島へ寄贈され、6月に平和記念公園へ移植されました。1987年(昭和62年)に移植された被爆アオギリの枯死が懸念される状態となったことから実生と挿し木の2つの方法で「被爆アオギリ二世」が育てられることになりました。

